

## マイナンバーカードの申請と休日窓口開設のお知らせ

### ◆「個人番号」を必要とする各種手続きには「マイナンバーカード」が便利です

マイナンバー（個人番号）と本人確認を1枚で行える公的な身分証明書となる「マイナンバーカード」は、マイナンバーを利用する際に便利です。

カードの交付を希望される方は、郵送された「通知カード」と一緒に印刷されている「個人番号カード交付申請書」などでお申し込みください。初回交付手数料は無料です。

◎「通知カード」および「個人番号カード交付申請書」と一緒にお届けしている、個人番号カード交付申請書の送付用封筒（返信用封筒）の差出有効期間は、「平成29年10月4日まで」となっていますが、「令和4年5月31日まで」有効期間が延長されましたので、交付申請する場合は、切手を貼らずに、そのまま使用することができます。

◎申請後、カードの受け取りまで1か月程度かかります。交付準備ができましたら、町から交付の案内通知（ハガキ）をお送りします。

### ◆申請に必要な写真を無料で撮影しています

〔日 時〕 役場開庁日、午前9時～11時、午後2時～4時

〔対象者〕 町に住民登録のある方

〔受付場所〕 役場住民課

〔持ち物〕 通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」、「申請用封筒」

◎引っ越しなどで申請書の内容が変更になった方や申請書がない方は、住民課で申請書を再発行しますので、本人確認書類をお持ちください。



### ◆マイナンバーカード交付の休日臨時窓口

マイナンバーカードの交付通知書（ハガキ）が届いていて、まだカードを受け取られていない方は、ぜひこの機会をご利用ください。

また、「通知カード」を受領されていない方の通知カードの交付と、マイナンバーカード申請用写真の無料撮影も行います。

〔日 時〕 7月15日（祝）午前9時～11時・午後1時～4時

〔対象者〕 カード交付通知書（ハガキ）が届いている方

※15歳未満の方は法定代理人が同行してください。

〔受付場所〕 役場住民課

〔持ち物〕

交付通知書（ハガキ）・通知カード・本人確認書類（15歳未満の方、または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要）・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※問い合わせは、住民課 ☎83-2182



町では、平成31年1月2日以降に新築または増改築された家屋について、家屋調査を行っています。

この調査は、令和2年度の固定資産税のもととなる評価額を算出するためのものです。家屋を新築・増改築または取り壊しをしたら、早めに連絡をお願いします。

また、家屋が完成した方は、調査の日程などを調整しますので、住民課までご連絡ください。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2190

新築・増改築家屋の家屋調査に伺います

東京しごと  
センター多摩

様々な就業支援セミナーなど実施しています。

詳細はQRコードを参照願います。



※問い合わせは、  
観光産業課 ☎83-2295